

救急車の適正利用にご協力を

担当 消防管理課 ☎046(255)62214 FAX046(255)62215

平成30年の救急車出場件数は3962件（8月1日現在）で、昨年に比べ554件増加しました。これは、1日平均19件出場していることになります。搬送した方のうち約49パーセントが軽傷患者でした。緊急性が低い要請が増えると、生死に関わる要請への対応が遅れる可能性があります。救急車の適正利用にご協力ください。

市の救急隊

市では、4台の救急車を活用しており、救急要請を受けると、救急救命士の資格を持った救急隊が現場に急行します。救急隊は、医師の指示で気管挿管や薬剤投与などの救命処置を実施することができま

用意するもの

保険証、診察券、お金、靴、薬

伝えること

- 悪くなった状況と変化
- 応急手当の内容
- 持病や普段飲む薬
- かかりつけ医

救急隊が来る前に

救急要請を受けてから、救急隊が到着するまでには、平均して約9分かかります。いざというときに備えて、応急手当を身に付けておきましょう。また、以下のことを準備しておく、処置などが円滑になります。

すぐに救急要請を

次の症状がみられたら、ためらわずに119番通報をしてください。

- 意識・呼吸がない
- まひやしびれ
- 突然の激しい頭痛
- 冷や汗を伴う胸の痛み
- ろれつが回らない
- 大量の出血

◆子どもの場合

- 頭を強くぶつけて意識がない・出血が止まらない
- 変なものを飲み込んで意識がない
- 広範囲のやけど
- 虫に刺されて全身にじんましんが出た

救急要請が必要か検討を

次の場合には、本当に救急車が必要か考えましょう。

- 病院へ行く手段がない
- 早く診てほしい
- 一人でいると心細い
- どの病院へ行けばよいかわからない
- もらった薬がなくなった

※明らかに不要な要請ではない場合は、通報してください。

認知症サポーター養成講座

担当 介護保険課 ☎046(255)7084 FAX046(255)82338

「認知症を理解し、対応方法を学ぶ」をテーマとして、認知症サポーター養成講座を開催します。

認知症サポーターは、認知症の知識を知人に広めたり、必要な方に関係機関を紹介したり、自分のできることを無理のない範囲で行います。同講座の修了者には、認知症サポーターの目印となる腕輪「オレンジリング」をお渡しします。

なお、市では、希望する団体へ同講座を開催していただくことができます。

- 定員 40人（申込順）
- 参加費 無料
- 申込方法 9月27日（木）までに電話、ファクスまたは直接担当へ

体験型

市民減災・災害対応訓練

担当 危機管理課 ☎046(255)7395 FAX046(255)7773

災害時に役立つ技術を身に付けるための体験型訓練を実施します。屋外での訓練があるので動きやすい服装でご参加ください（雨天時は屋内）。

○とき 9月29日（土）午前9時30分～午後1時（午前9時15分受付開始。荒天中止）

- 持ち物 飲み物
- 申込方法 9月26日（水）までに、電話、ファクスまたは直接担当へ

ご利用ください「座間市あんしんノート」

担当 介護保険課 ☎046(255)7084 FAX046(255)82338

在宅で介護・医療が必要な方とその家族を支援する医療機関、介護保険サービス事業所の連携を円滑にするために「座間市あんしんノート」を配布しています。同ノートには、本人の状態や利用した介護・医療サービスが書き込める他、訪問した介護事業所が気付いた変化などを書き込み、医療機関や他の介護保険サービス事業所などと共有することができま



- 対象 要介護度などを有するまたは在宅で療養する市内在住者他
- 申込方法 市役所1階介護保険課などで配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要な事項を明記し、直接地域包括支援センター、ケアマネジャーまたは担当へ

市民の皆さんからのご意見をパブリックコメント情報

（仮称）座間市市民交流施設条例（骨子案）にご意見を

市では、小田急相模原駅前西地区市街地再開発事業で整備する商業公益棟に、多世代市民交流の創造・促進を目的とした「座間市市民交流施設」の設置を予定しています。

このたび、「（仮称）座間市市民交流施設条例（骨子案）」を作成しましたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。皆さんから頂いたご意見に対する市の考えは、市のホームページなどで公表します。

- 意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他の団体、公募事案に利害関係を有する方
- 募集期間 9月15日（土）～10月15日（月）
- 閲覧場所 市役所3階市民協働課・1階市民情報コーナー、各出張所、青少年センター、市公民館、北・東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター（市ホームページでも閲覧可）
- 意見の提出方法 住所、氏名（法人などは名称と代表者氏名）、電話番号を明記し、任意の様式で、〒252-8566座間市役所市民協働課宛てに郵送（必着）、ファクスまたは直接担当へ（市ホームページから電子申請可）※市内在勤者は事業所名と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えてご記入ください。

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 FAX046(255)3550